長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編）　新旧対照表

改正後（令和６年１０月版）	改正前（令和６年６月版）
長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編） （令和６年１０月） 長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編） 第１章　総　　則 １－１－１条 ～ １－２－１条 １－３－１条　総合評価（受注実績評価）における適用【難工事の場合】 本工事は、農林部難工事の受注実績評価の対象工事である。 １－３－２条　総合評価（受注実績評価）における適用【難工事ではない場合】 本工事は、農林部難工事の受注実績評価の対象工事ではない。 第２章　工事の概要 ２－１－１条　監理技術者の配置【１】 ２－１－２条　監理技術者の配置【２】 １． （１） ③ 兼務する期間において、兼務する工事の当初契約金額の合計が３億円以上であるとき。 （２） ④ 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に２件までとする。 （ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合について、全体の工事を同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられ、その承諾を全ての注文者から書面により得た場合は、これら複数の工事を一の工事とみなすことができる。） ２．その他 第３章　施工条件明示 ３－１－１条　余裕期間制度【発注者指定方式】 ３．余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間中に増加する経費は受注者の負担とする。 ７．受注者は、工事完了後、アンケートの提出を求められた場合は、アンケートに協力するものとする。	長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編） （令和６年~~６~~月） 長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編） 第１章　総　　則 １－１－１条 ～ １－２－１条 〔追加〕 第２章　工事の概要 ２－１－１条　監理技術者の配置【１】 ２－１－２条　監理技術者の配置【２】 １． （１） ③兼務する期間において、兼務する工事の当初契約金額の合計が３億円以上である~~こと~~。 （２） ④同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に２件までとする。 （ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象~~となる~~工作物~~等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される~~場合~~に限る。）に~~ついては、これら複数の工事を一の工事とみなす。） ２．その他 第３章　施工条件明示 ３－１－１条　余裕期間制度【発注者指定方式】 ３．現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間中に増加する経費は受注者の負担とする。 ７．受注者は、工事完了後、アンケートに協力するものとする。

長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編）　新旧対照表

改正後（令和６年１０月版）	改正前（令和６年６月版）
３－１－２条　余裕期間制度【任意着手方式】 １．本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（任意着手方式）であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、「余裕期間制度を活用した工事試行要領」に定める「工期通知書（様式－1）」により、工事の始期を通知すること。（余裕期間：契約締結日から工事の始期の前日） ２．余裕期間内に施工体制等（配置予定技術者の配置など）の確保が図られ、工事着手可能となった場合に限り、受注者は、実工期の開始日までの間に「余裕期間制度を活用した工事試行要領」に定める「工期変更申請書（様式－２）」による協議をもって、工事の始期を変更できる。 なお、工事の終期についても、工事の始期を前倒しする日数分を前倒しするものとし、実工期の日数は変更できない。 ５．余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間中に増加する経費は受注者の負担とする。 ９．受注者は、工事完了後、アンケートの提出を求められた場合は、アンケートに協力するものとする。	３－１－２条　余裕期間制度【任意着手方式】 １．本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（任意着手方式）であり、発注者が示した~~余裕期間と実工期の日数または~~工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、「余裕期間制度を活用した工事試行要領」に定める「工期通知書（様式－1）」により、工事の始期を通知すること。（余裕期間：契約締結日から工事の始期の前日） ２．余裕~~工期~~内に施工体制等（配置予定技術者の配置など）の確保が図られ、工事着手可能となった場合に限り、受注者は、実工期の開始日までの間に「余裕期間制度を活用した工事試行要領」に定める「工期変更申請書（様式－2）」による協議をもって、工事の始期を変更できる。なお、工事の終期についても、工事の始期を前倒しする日数分を前倒しするものとし、実工期の日数は変更できない。 ５．現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間中に増加する経費は受注者の負担とする。 ９．受注者は、工事完了後、アンケートに協力するものとする。
３－１－３条　余裕期間制度【フレックス方式】 ２．余裕期間内に施工体制等（配置予定技術者の配置など）の確保が図られ、工事着手可能となった場合に限り、受注者は、実工期の開始日までの間に「余裕期間制度を活用した工事試行要領」に定める「工期変更申請書（様式－２）」による協議をもって、実工期を変更できる。 ５．余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間中に増加する経費は受注者の負担とする。 ９．受注者は、工事完了後、アンケートの提出を求められた場合は、アンケートに協力するものとする。	３－１－３条　余裕期間制度【フレックス方式】 ２．余裕~~工期~~内に施工体制等（配置予定技術者の配置など）の確保が図られ、工事着手可能となった場合に限り、受注者は、実工期の開始までの間に「余裕期間制度を活用した工事試行要領」に定める「工期変更申請書（様式－2）」による協議をもって、実工期を変更できる。 ５．現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間中に増加する経費は受注者の負担とする。 ９．受注者は、工事完了後、アンケートに協力するものとする。
３－１－４条　出来形管理資料の提出時期	３－１－４条　出来形管理資料の提出時期
３－１－５条　週休２日工事における現場閉所の実施 「週休２日工事（発注者指定型）」の場合 本工事は、週休２日工事（発注者指定型）であり、通期の４週８休以上の現場閉所を行うための費用を計上している。受注者は、「週休２日（通期の４週８休）」の実施について、施工計画書の提出前までに監督職員と工事打合せ簿により協議を行うものとし、予定工程において設定された休日及び現場閉所を行うほか以下の１）から７）によるものとする。 工事契約後、週休２日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場閉所の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受発注者間で協議の上、現場閉所による週休２日の対象外とする作業と期間を別途定めるものとする。	３－１－５条　週休２日工事における現場閉所の実施 「週休２日工事（発注者指定型）」の場合 本工事は、週休２日工事（発注者指定型）であり、４週８休以上の現場閉所を行うための費用を計上している。受注者は、「週休２日（４週８休）」の実施を、施工計画書の提出前までに監督職員と工事打合せ簿により協議を行うものとし、予定工程において設定された休日及び現場閉所を行うほか以下の１）から７）によるものとする~~が~~工事契約後、週休２日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場閉所の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受発注者間で協議の上、現場閉所による週休２日の対象外とする作業と期間を別途定めるものとする。

長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編）　新旧対照表

改正後（令和６年１０月版）	改正前（令和６年６月版）
完成通知時においては、実施工程表等により実施状況を取りまとめ監督職員へ報告するものとする。 なお、施工プロセスチェックの実施により「助言・指導（文書通知）」が発出された場合、工事成績評定において加点評価は行わないものとする。また、上記に加え４週８休以上（通期）の現場閉所が達成できなかった場合は、工事成績評定調書の「７．法令順守等」において、点数を２点減ずる措置を行うものとする。 １）週休２日は工事着手日から工事完成日までの期間において、通期の４週８休（現場閉所率２８．５%）以上となる休日を確保することとする。 ６）通期の４週８休以上となる現場閉所が達成されなかった場合は、補正を減じた変更契約を行うものとする。４週８休以上とは、現場閉所率２８．５%（例：８日／２８日）以上の場合とする。 週休２日における補正係数については、下記のとおりとする。 【通期の４週８休以上：補正係数】 ・労務費：１．０２ ・機械経費（賃料）：１．０２ ・共通仮設費：１．０２ ・現場管理費：１．０５ ※ 県土木部制定の積算基準（土木工事標準積算基準・電気通信設備積算基準・機械設備積算基準・港湾・漁港請負工事積算基準）による積算の場合は、県土木部の「週休２日モデル工事（発注者指定型）」の試行要領に準じる。 ７）対象期間中、工事現場に週休２日工事であることを現場に看板等により掲示すること。 ※ 詳しくは、長崎県 農業農村整備事業 週休２日工事 試行要領（長崎県ホームページ）をご確認ください。 https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/kokyo-jigyo/kouji/nagasakikenn_nourinbu_syukyu2nitikouji_sikouyouryou/ ３－１－６条　週休２日工事における現場閉所の実施 「週休２日工事（受注者希望型）」の場合 本工事は、週休２日工事（受注者希望型）であり、通期の４週８休以上となる現場閉所を行うための費用を計上している。受注者は週休２日を実施するか選択できるものとし、実施の有無について施工計画書の提出前までに監督職員と工事打合せ簿により協議を行うものとする。なお、実施する場合は、予定工程において設定された休日及び現場閉所を行うほか以下の１）から７）によるものとする。 また、この場合においては、完成通知時において実施工程表等により実施状況を取りまとめ監督職員へ報告するものとするが、通期の４週８休以上が未達成の場合においても当面は減点評価を行わない。	完成通知時においては、実施工程表等により実施状況を取りまとめ監督職員へ報告するものとする。 なお、施工プロセスチェックの実施により「助言・指導（文書通知）」が発出された場合、工事成績評定において加点評価は行わないものとする。また、上記に加え４週８休以上の現場閉所が達成できなかった場合は、工事成績評定調書の「７．法令順守等」において、点数を２点減ずる措置を行うものとする。 １）週休２日は~~原則、~~４週８休~~以上~~（現場閉所率２８．５%以上）とする。 ６）~~（農業農村整備工事の場合）~~ ４週８休以上~~の~~現場閉所が達成されなかった場合は、補正を減じた変更契約を行うものとする。４週８休以上とは、現場閉所率２８．５%（８日／２８日）以上の場合とする。 週休２日における補正係数については、下記のとおりとする。 【４週８休以上：補正係数】 ・労務費：~~１．０５~~ ・機械経費（賃料）：~~１．０４~~ ・共通仮設費：~~１．０４~~ ・現場管理費：~~１．０９~~ ※県土木部制定の積算基準（土木工事標準積算基準・電気通信設備積算基準・機械設備積算基準・港湾・漁港請負工事積算基準）による積算の場合は、県土木部の「週休２日モデル工事（発注者指定型）の試行要領~~」~~に準じる。 ７）対象期間中、工事現場に週休２日工事であることを現場に看板等により掲示すること。 ※詳しくは、長崎県~~農林部~~週休２日工事 試行要領（長崎県ホームページ）をご確認ください。 ~~（~~https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/kokyo-jigyo/kouji/nagasakikenn_nourinbu_syukyu2nitikouji_sikouyouryou/~~）~~ ３－１－６条　週休２日工事における現場閉所の実施 「週休２日工事（受注者希望型）」の場合 本工事は、週休２日工事（受注者希望型）であり、４週８休以上~~の~~現場閉所を行うための費用を計上している。受注者は週休２日を実施するか選択できるものとし、実施の有無~~および実施する週休２日のパターン~~について~~、~~施工計画書の提出前までに監督職員と工事打合せ簿により協議を行うものとする。なお、実施する場合は、予定工程において設定された休日及び現場閉所を行うほか以下の１）から７）によるものとする。 ~~ただし、実施しない場合においても４週５休以上の休日は確保することとし、現場閉所率は、１７．８%（５日/２８日）以上とする。~~また、この場合においては、完成通知時において実施工程表等により実施状況を取りまとめ監督職員へ報告するものとするが、未達成の場合においても当面は減点評価を行わない。

長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編）　新旧対照表

改正後（令和６年１０月版）

工事契約後、週休２日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場閉所の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受発注者間で協議の上、現場閉所による週休２日の対象外とする作業と期間を別途定めるものとする。

１）週休２日は工事着手日から工事完成日までの期間において、通期の４週８休（現場閉所率２８．５%）以上となる休日を確保することとする。

６）通期の４週８休以上となる現場閉所が達成されなかった場合並びに週休２日を選択しなかった場合は、補正を減じた変更契約を行うものとする。通期の４週８休以上とは、現場閉所率２８．５%（例：８日／２８日）以上の場合とする。

各週休パターンにおける補正係数については、下記のとおりとする。

【通期の４週８休以上：補正係数】

・労務費：１．０２
・機械経費（賃料）：１．０２
・共通仮設費：１．０２
・現場管理費：１．０５

※ 県土木部制定の積算基準（土木工事標準積算基準・電気通信設備積算基準・機械設備積算基準・港湾・漁港請負工事積算基準）による積算の場合は、県土木部の「週休２日モデル工事（受注者希望型）の試行要領」に準じる。

７）対象期間中、工事現場に週休２日工事であることを現場に看板等により掲示すること。

※ 詳しくは、長崎県 農業農村整備事業 週休２日工事 試行要領（長崎県ホームページ）をご確認ください。
https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/kokyo-jigyo/kouji/nagasakikenn_nourinbu_syukyu2nitikouji_sikouyouryou/

改正前（令和６年６月版）

工事契約後、週休２日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場閉所の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受発注者間で協議の上、現場閉所による週休２日の対象外とする作業と期間を別途定めるものとする。

１）週休２日は~~４週８休以上を基本とするが、受注者は、~~工事着手日から工事完成日までの期間において、~~４週６休以上~~の休日を確保することとする。

６）４週８休以上~~の~~現場閉所が達成されなかった~~場合は、週休２日の実施内容および現場閉所の達成状況に合わせ、変更契約を行うものとする。また、４週６休未満の~~場合並びに週休２日を選択しなかった場合は、補正を減じた変更契約を行うものとする。~~４週８休以上とは、現場閉所率 28.5%（8 日/28 日）以上の場合、４週７休以上４週８休未満とは、現場閉所率が 25%（7 日/28 日）以上 28.5%未満の場合、４週６休以上４週７休未満とは、現場閉所率が 21.4%（6 日/28 日）以上 25%未満~~の場合とする。

各週休パターンにおける補正係数については、下記のとおりとする。

	~~４週８休以上~~	~~４週７休以上 ４週８休未満~~	~~４週６休以上 ４週７休未満~~
~~現場閉所率~~	~~28.5%(8 日/28 日) 以上~~	~~25.0%(7 日/28 日) 以上 28.5%未満~~	~~21.4%(6 日/28 日) 以上 25.0%未満~~
~~労務費~~	~~1.05~~	~~1.03~~	~~1.01~~
~~機械経費 （賃料）~~	~~1.04~~	~~1.03~~	~~1.01~~
~~共通仮設費 （率分）~~	~~1.04~~	~~1.03~~	~~1.02~~
~~現場管理費 （率分）~~	~~1.09~~	~~1.07~~	~~1.05~~

※県土木部制定の積算基準（土木工事標準積算基準・電気通信設備積算基準・機械設備積算基準・港湾・漁港請負工事積算基準）による積算の場合は、県土木部の「週休２日モデル工事（受注者希望型）の試行要領」に準じる。

７）対象期間中、工事現場に週休２日工事であることを現場に看板等により掲示すること。

※詳しくは、長崎県~~農林部~~週休２日工事 試行要領（長崎県ホームページ）をご確認ください。

~~（~~https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/kokyo-jigyo/kouji/nagasakikenn_nourinbu_syukyu2nitikouji_sikouyouryou/~~）~~

長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編）　新旧対照表

改正後（令和６年１０月版）	改正前（令和６年６月版）
３－１－７条　埋設物及び架空線等 受注者は、工事支障物件関係の施工条件明示内容にかかわらず、工事着手前に電力、通信、ガス、水道設備等の埋設物、及び架空線等上空施設の有無について、各施設管理者（道路管理者等含む）に確認するものとする。地下埋設物等の調査は、別添「地下埋設物件の事故防止に関する特記仕様書」、架空線等上空施設の調査は、別添「架空線等上空施設への接触・切断事故防止に関する特記仕様書」による。また、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告し、その対応について協議するものとする。 受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物を発見した場合は、監督員に報告し、その処置については占用者全体の現地確認を求めるなど、管理者を明確にするものとする。	３－１－７条　埋設物及び架空線等 受注者は、工事支障物件関係の施工条件明示内容にかかわらず、工事着手前に電力、通信、ガス、水道設備等の埋設物、及び架空線等上空施設の有無について、各施設管理者（道路管理者等含む）に確認するものとする。地下埋設物等の調査は、別添「地下埋設物件の事故防止に関する特記仕様書」、架空線等上空施設の調査は、別添「架空線等上空施設への接触・切断事故防止に関する特記仕様書」また、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告し、その対応について協議するものとする。 受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物を発見した場合は、監督員~~へ~~報告し、その処置については占用者全体の現地確認を求めるなど、管理者を明確にするものとする。
３－１－８条　足場工 受注者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省令和５年１２月）」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。	３－１－８条　~~枠組~~足場 ~~枠組~~足場の~~設置を必要とする場合は~~、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省令和５年１２月）」によるものとし、~~手すり先行工法~~の~~方式を採用した場合~~に~~、~~二段手すり及び幅木の機能を有するもの~~そ~~なければならない。
３－１－９条　コンクリート塊・アスファルト塊の処理 本工事により発生するコンクリート塊やアスファルト塊は、「公表用積算基準（長崎県土木部）」の再資源化処理施設一覧に掲載の処理地から選定するものとし、事前に監督職員の承諾を得て搬出するものとする。 なお、発注者は「公表用積算基準（長崎県土木部）」の再資源化処理施設一覧に掲載の処理地で最も安価（積算時の処分費と運搬費の総価）となる再資源化処理施設を想定しているが、当該再資源化処理施設の受入が不可能な場合または受注者が再資源化処理施設一覧より選定した処分場が発注者が想定した処理施設より安価となる場合は、協議の上、契約変更の対象とする。	３－１－９条　コンクリート塊・アスファルト塊の処理 本工事により発生するコンクリート塊やアスファルト塊は、「公表用積算基準（長崎県土木部）」の再資源化処理施設一覧に掲載の処理地から選定するものとし、事前に監督職員の承諾を~~得る~~ものとする。 なお、発注者は「公表用積算基準（長崎県土木部）」の再資源化処理施設一覧に掲載の処理地で最も安価（積算時の処分費と運搬費の総価）となる再資源化処理施設を想定しているが、当該再資源化処理施設の受入が不可能な場合、または受注者が再資源化処理施設一覧より選定した処分場が発注者が想定した処理施設より安価となる場合は、協議の上、契約変更の対象とする。
３－１－１０条　木くず【産業廃棄物に該当する分】 本工事により発生する木くず（伐採殻，除根殻）の搬出は、「公表用積算基準（長崎県土木部）」の再資源化処理施設一覧に掲載の処理地から選定するものとし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。 なお、発注者は「公表用積算基準（長崎県土木部）」の再資源化処理施設一覧に掲載の処理地で最も安価（積算時の処分費と運搬費の総価）となる再資源化処理施設を想定しているが、当該再資源化処理施設の受入が不可能な場合、または受注者が再資源化処理施設一覧より選定した処分場が発注者が想定している処理地より安価となる場合は、協議の上、契約変更の対象とする。 なお、受注者は、搬出した数量を証明できる資料を監督職員へ提出するものとし、設計数量については協議の上で設計変更の対象とする。	３－１－１０条　木くず【産業廃棄物に該当する分】 本工事により発生する木くず（伐採殻、除根殻）は、「公表用積算基準（長崎県土木部）」の再資源化処理施設一覧に掲載の処理地から選定するものとし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。 なお、発注者は「公表用積算基準（長崎県土木部）」の再資源化処理施設一覧に掲載の処理地で最も安価（積算時の処分費と運搬費の総価）となる再資源化処理施設を想定しているが、当該再資源化処理施設の受入が不可能な場合、または受注者が再資源化処理施設一覧より選定した処分場が発注者が想定~~した処理施設~~より安価となる場合は、協議の上、契約変更の対象とする。 なお、受注者は、搬出した数量を証明できる資料を監督職員へ提出するものとし、設計数量については協議の上で設計変更の対象とする。
３－１－１１条　排水工（濁水処理を含む）関係 ・ 受注者は、舗装切断時に発生する排水については、水質汚濁の防止を図る観点から、その排水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として処理しなければならない。ただし、現場条件等により、これにより難い場合は、産業廃棄物担当部局と協議のうえ適正に処理	３－１－１１条　排水工（濁水処理を含む）関係 ・ 受注者は、舗装切断時に発生する排水については、水質汚濁の防止を図る観点から、その排水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として処理しなければならない。 ただし、現場条件等により、これにより難い場合は、産業廃棄物担当部局と協議のうえ適正に処

長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編）　新旧対照表

改正後（令和６年１０月版）	改正前（令和６年６月版）
しなければならない。 ・　受注者は、当該排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されていることを確かめるとともに、整備、保管し、監督職員から請求があった場合はこれを提示しなければならない。なお、受注者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）総括表を作成し、監督職員に提出しなければならない。 ・　当該排水の処理に関し、排水量に変更が生じた場合、排水量等に関する資料を受注者が作成し監督職員と協議を行うことにより、契約変更の対象とすることができる。 ・　受注者は、舗装切断時に排水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合は、吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵は、舗装切断時の排水と同様、適正に処理しなければならない。 ・　受注者は、舗装切断時に発生する排水の処理にあたっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第６項」の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可を受けた処理施設から選定し、適正に処理すること。 発注者は、その処理費用の計上にあたっては長崎県、長崎市、佐世保市の各自治体で作成している「産業廃棄物処理業者名簿」に掲載されている処理施設の中から処分費と運搬費の総価が最も安価となる処理施設を想定している。 なお、発注者が想定した処理施設の受入が不可能な場合または受注者が選定した処理施設が発注者が想定した処理施設より安価となる場合は、協議の上、契約変更の対象とすることができる。 ・　「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正な処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を把握し処理業者に提供することが必要である。 ３－１－１２条　現場環境改善関係 ３－１－１３条　現場環境改善（快適トイレの試行設置）【設計金額 5,000 万円以上の工事】 ３－１－１４条　現場環境改善（快適トイレの試行設置）【設計金額 5,000 万円未満の工事】 ３－２－１条　遠隔臨場活用工事について ２．試行内容 **〔削除〕** （４）費用 【受注者が機器の準備をする場合】 本試行に要する費用は、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を一括計上価格に積上げ計上する。 【発注者が機器の準備をする場合】 本試行に要する費用については、別途費用が発生しないため、設計変更の対象とならない。 【県のテレビ会議システム（Microsoft Teams）を利用する場合】 本試行に要する費用については、別途費用が発生しないため、設計変更の対象とならない。	理しなければならない。 ・　受注者は、当該排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されていることを確かめるとともに、整備、保管し、監督職員から請求があった場合はこれを提示しなければならない。なお、受注者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）総括表を作成し、監督職員に提出しなければならない。 ・　当該排水の処理に関し、排水量に変更が生じた場合、排水量等に関する資料を受注者が作成し監督職員と協議を行うことにより、契約変更の対象とすることができる。 ・　受注者は、舗装切断時に排水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合は、吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵は、排水と同様、適正に~~運搬・~~処理~~を実施~~しなければならない。 ・　受注者は、舗装切断時に発生する排水の処理にあたっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第６項」の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可を受けた処理施設から選定し、適正に処理すること。 発注者は、その処理費用の計上にあたっては長崎県、長崎市、佐世保市の各自治体で作成している「産業廃棄物処理業者名簿」に掲載されている処理施設の中から処分費と運搬費の総価が最も安価となる処理施設を想定している。 なお、発注者が想定した処理施設の受入が不可能な場合または~~請負者~~が選定した処理施設が発注者が想定した処理施設より安価となる場合は、協議の上、契約変更の対象とすることができる。 **〔追加〕** ３－１－１２条　現場環境改善関係 ３－１－１３条　現場環境改善（快適トイレの試行設置）【設計金額 5,000 万円以上の工事】 ３－１－１４条　現場環境改善（快適トイレの試行設置）【設計金額 5,000 万円未満の工事】 ３－２－１条　遠隔臨場活用工事について ２．試行内容 ~~（４）効果の検証~~ ~~本試行工事を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督員の指示による。~~ ~~（５）~~費用 【受注者が機器の準備をする場合】 本試行に要する費用は、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を一括計上価格に積上げ計上する。 【発注者が機器の準備をする場合】 本試行に要する費用については、別途費用が発生しないため、設計変更の対象とならない。 【県のテレビ会議システム（Microsoft Teams）を利用する場合】 本試行に要する費用については、別途費用が発生しないため、設計変更の対象とならない。

長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編）　新旧対照表

改正後（令和６年１０月版）	改正前（令和６年６月版）
３－３－１条　ＩＣＴ活用工事について【発注者指定型】 １．ＩＣＴ活用工事 本工事は、情報通信技術（ＩＣＴ）の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事（発注者指定型）の対象工事である。 ２．定義 （１）ＩＣＴ活用工事とは、ＩＣＴの全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場の施工プロセス全体の最適化を図る取り組みであり、その実現に向けてＩＣＴを活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。 （２）ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの下記段階において、ＩＣＴを全面的に活用する工事である。 また、次の１）～５）の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事という。 対象は、【土工】、【舗装工】とする。 ※ 工事工種の詳細については、長崎県農業農村整備事業ＩＣＴ活用工事試行要領 ３．（１）・ 適用範囲 並びに、『情報化施工技術の活用ガイドライン［農林水産省農村振興局整備部設計課］』（最新版） － 実施編 － 情報化施工技術の種類と適用範囲 による。 １）３次元起工測量 ２）３次元設計データ作成 ３）ＩＣＴ建設機械による施工 ４）３次元出来形管理等の施工管理 ５）３次元データの納品 ３．受注者は、２．（２）に記載された工事工種以外の工事工種（長崎県農業農村整備事業ＩＣＴ活用工事試行要領 ３．（１）・適用範囲）にＩＣＴ活用施工を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む）までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合に下記４～１０によりＩＣＴ活用施工を行うことができる。 ４．原則、本工事においては、２．（２）１）～５）の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することとし、このうち２）、４）及び５）の実施は必須とする。 また、２．（２）に記載された工事工種について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。 なお、２．（２）に記載された工事工種以外の工事工種に関するＩＣＴ活用を提案・協議した場合は、２．（２）に記載された工事工種と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。	３－３－１条　ＩＣＴ活用工事について【発注者指定型】 １．~~適用~~ 本工事は、情報通信技術（ＩＣＴ）の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事である。 **〔追加〕** ２．~~ＩＣＴ活用工事~~ ＩＣＴ活用工事とは、~~建設生産~~プロセスの下記段階において、ＩＣＴを全面的に活用する工事である。 また、次の１）～５）の段階でＩＣＴを活用することをＩＣＴ活用~~施工~~という。対象は、土工~~を含む一般土木工事~~とする。 **〔追加〕** １）３次元起工測量 ２）３次元設計データ作成 ３）ＩＣＴ建設機械による施工 ４）３次元出来形管理等の施工管理 ５）３次元データの納品 **〔追加〕** ~~３~~．原則、本工事~~の土工施工範囲~~の全てで~~適用~~することとし、具体的な工事内容及び対象範囲を監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等について~~は~~施工計画書に記載するものとする。

長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編）　新旧対照表

改正後（令和６年１０月版）	改正前（令和６年６月版）
5．ＩＣＴを用い、以下の施工を実施する。 １）３次元起工測量 受注者は、３次元測量データを取得するため、下記から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。 【土工の場合】 ① 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 ② 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 ③ トータルステーション等光波方式を用いた起工測量 ④ トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 ⑤ ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量 ⑥ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ⑦ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 【舗装工の場合】 ① 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 ② トータルステーション等光波方式を用いた起工測量 ２）３次元設計データの作成 受注者は、設計図書や　１）で得られたデータを用いて、３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。 ３）ＩＣＴ建設機械による施工 ２）で作成した３次元設計データを用い、下記に示すＩＣＴ建設機械により、施工を実施する。 位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。 なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、長崎県土地改良事業測量作業規程 付録１ 測量機器検定基準　２－６の性能における検定基準を満たすこと。 ① ３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械 建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する３次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いて【土工】、【舗装工（コンクリート舗装、アスファルト舗装、砂利舗装含む）】を実施する。 なお、使用する機械については『情報化施工技術の活用ガイドライン［農林水産省農村振興局整備部設計課］』（最新版）－ 実施編 － 情報化施工技術の種類と適用範囲 による。	~~4~~．ＩＣＴを用い、以下の施工を実施する。 １）３次元起工測量 受注者は、３次元測量データを取得するため、下記~~の①～⑧~~から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。 ① 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 ② 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 ③ トータルステーション等光波方式を用いた起工測量 ④ トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 ⑤ ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量 ⑥ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ⑦ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ~~⑧ その他の３次元計測技術を用いた起工測量~~ **〔追加〕** ２）３次元設計データの作成 受注者は、設計図書や~~4.~~１）で得られたデータを用いて、３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。 ３）ＩＣＴ建設機械による施工 ~~4.~~２）で作成した３次元設計データを用い、下記に示すＩＣＴ建設機械により、施工を実施する。 **〔追加〕** ① ３次元ＭＣ~~又~~は３次元ＭＧ~~ブルドーザ~~ ~~ブルドーザ~~の~~排土板~~の位置・標高をリアルタイムに取得し、~~ＩＣＴ建設機械による~~施工用データとの差分に基づき~~制御データを作成し、排土板~~を自動制御する３次元マシンコントロール技術~~又~~は~~ブルドーザ~~の~~排土板~~の位置・標高をリアルタイムに取得し、~~ＩＣＴ建設機械による~~施工用データとの差分を表示し、~~排土板~~を誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いて~~、対象工種の敷均し~~を実施する。

長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編）　新旧対照表

改正後（令和６年１０月版）	改正前（令和６年６月版）
〔削除〕	~~②　３次元ＭＣ又は３次元ＭＧバックホウ~~ ~~バックホウのバケットの位置・標高をリアルタイムに取得し、ＩＣＴ建設機械による施工用データとの差分に基づき制御データを作成し、バケットを自動制御する３次元マシンコントロール技術又はバックホウのバケットの位置・標高をリアルタイムに取得し、ＩＣＴ建設機械による施工用データとの差分を表示し、バケットを誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いて、対象土種の掘削、法面整形を実施する。~~
４）３次元出来形管理等の施工管理 ３）による工事の施工管理において、下記から選択（複数以上可）して出来形管理を行うものとする。 【土工の場合】 ① 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 ② 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ③ トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理 ④ トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 ⑤ ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理 ⑥ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ⑦ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ⑧ 施工履歴データを用いた出来形管理	４）３次元出来形管理等の施工管理 ~~４．~~３）による工事の施工管理において、下記~~の①～⑧~~から選択（複数以上可）して出来形管理を~~、また、⑨を用いた品質管理を~~行うものとする。 ①　空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理 ②　地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ③　トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理 ④　トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 ⑤　ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理 ⑥　無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ⑦　地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ⑧　~~その他の３次元計測技術~~を用いた出来形管理
〔削除〕	~~⑨　ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた締固め回数管理~~ ~~受注者は、対象土種の出来形管理については、面管理で行うこととするが、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合は、監督職員との協議の上、①～⑧を適用することなく、管理断面による出来形管理を行ってもよい。ただし、完成検査直前の工事竣工段階の地形について面管理に準じた出来形計測を行い、４．５）によって納品するものとする。~~ ~~受注者は、対象土種の品質管理（締固め度）について、「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はＲＩ計法との併用による三重管理は実施しないものとする。~~ ~~なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。~~ ~~土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、監督職員と協議の上、⑨を適用しなくてもよいものとする。~~
【舗装工の場合】 ① 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ② トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理	**〔追加〕**

長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編）　新旧対照表

改正後（令和６年１０月版）	改正前（令和６年６月版）
５）３次元データの納品 ４）により確認された３次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。	５）３次元データの納品 ４）により確認された３次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。
６．５．１）～５）の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。 発注者は、３次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ活用施工を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。	~~5．上記４．~~１）～５）の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な~~ＩＣＴ活用工事~~用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。 発注者は、３次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ活用~~工事~~を実施する~~うえ~~で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。
７．５．１）～５）で使用するＩＣＴ機器に入力した３次元設計データを監督職員に提出すること。	~~6．上記４．~~１）～５）で使用するＩＣＴ機器に入力した３次元設計データを監督職員に提出すること。
８．『情報化施工技術の活用ガイドライン［農林水産省農村振興局整備部設計課］』（最新版）－ 出来高管理編 及び農業土木工事施工管理基準に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測できる場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。	~~7~~．農業土木工事施工管理基準に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測できる場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。
９．受注者は、当該技術の施工にあたり、活用効果等に関する調査を行うものとし、調査の実施及び調査票については別途指示するものとする。	~~8~~．受注者は、~~ＩＣＴ活用工事~~の~~実施~~にあたり、活用効果等に関する調査を行うものとし、調査の実施及び調査票については別途指示するものとする。
１０．本特記仕様書に疑義を生じた場合又は記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。	~~9~~．本特記仕様書に疑義を生じた場合又は記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。
３－３－２条　ＩＣＴ活用工事について【受注者希望型】	３－３－２条　ＩＣＴ活用工事について【受注者希望型】
１．ＩＣＴ活用工事 本工事は、情報通信技術（ＩＣＴ）の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事（受注者希望型）の対象工事である。	１．~~適用~~ 本工事は、情報通信技術（ＩＣＴ）の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事である。
２．定義 （１）ＩＣＴ活用工事とは、ＩＣＴの全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場の施工プロセス全体の最適化を図る取り組みである。 本工事では、受注者の希望により、その実現に向けてＩＣＴを活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。	**〔追加〕**
（２）ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの下記段階において、ＩＣＴを全面的に活用する工事である。 また、次の１）～５）の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事という。	２．~~ＩＣＴ活用工事~~ ＩＣＴ活用工事とは、~~建設生産~~プロセスの下記段階において、ＩＣＴを全面的に活用する工事である。 また、次の１）～５）の段階でＩＣＴを活用することをＩＣＴ活用~~施工~~という。対象は、土工~~を含む一般土木工事である。~~

長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編）　新旧対照表

改正後（令和６年１０月版）	改正前（令和６年６月版）
対象は、【土工】、【ほ場整備工】、【舗装工】、【水路工】、【暗渠排水工】、【ため池改修工】、【地盤改良工】、【法面保護工】、【付帯構造物工】とする。 ※ 工事工種の詳細については、長崎県農業農村整備事業ＩＣＴ活用工事試行要領 ３．（１）・ 適用範囲 並びに、『情報化施工技術の活用ガイドライン［農林水産省農村振興局整備部設計課］』（最新版） － 実施編 － 情報化施工技術の種類と適用範囲 による。 【土工、ほ場整備工、舗装工、暗渠排水工、地盤改良工の場合】 １）３次元起工測量 ２）３次元設計データ作成 ３）ＩＣＴ建設機械による施工 ４）３次元出来形管理等の施工管理 ５）３次元データの納品 【ため池改修工、法面保護工の場合】 １）３次元起工測量 ２）３次元設計データ作成 ３）－ ４）３次元出来形管理等の施工管理 ５）３次元データの納品 【水路工、付帯構造物工の場合】 １）－ ２）３次元設計データ作成 ３）－ ４）３次元出来形管理等の施工管理 ５）３次元データの納品	〔追加〕 １）３次元起工測量 ２）３次元設計データ作成 ３）ＩＣＴ建設機械による施工 ４）３次元出来形管理等の施工管理 ５）３次元データの納品 〔追加〕 〔追加〕
３．受注者は、２．（２）に記載された工事工種においてＩＣＴ施工技術を活用できる。 ＩＣＴ活用施工を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む）までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合に下記４～１０によりＩＣＴ活用施工を行うことができる。	３．受注者は、ＩＣＴ活用施工を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出までに~~監督職員~~へ提案・協議を~~行う。その際、受注者はＩＣＴ活用工事の計画（内容）を確認できる資料を提出するものとし~~、協議が整った場合に下記４～~~９~~によりＩＣＴ活用施工を行うことができる。
４．ＩＣＴ活用工事のうち、２．（２）１）、３）については、発注者へ協議の際に、受注者の希望により実施を選択し、２．（２）２）、４）及び５）の実施は必須とする。 また、２．（２）に記載された工事工種について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。 なお、２．（２）に記載された工事工種以外の工事工種（長崎県農業農村整備事業ＩＣＴ活用工事試行要領 ３．（１）・適用範囲） に関するＩＣＴ活用を提案・協議した場合は、２．（２）に記載された工事工種と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。	４．~~原則、本~~工事の~~土工~~施工範囲の全てで適用する~~こととし~~、具体的な工事内容及び対象範囲を監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等について~~は~~施工計画書に記載するものとする。
５．ＩＣＴを用い、以下の施工を実施する。 １）３次元起工測量 受注者は、３次元測量データを取得するため、下記から選択（複数以上可）して測	５．ＩＣＴを用い、以下の施工を実施する。 １）３次元起工測量 受注者は、３次元測量データを取得するため、下記①～⑧から選択（複数以上可）

長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編）　新旧対照表

改正後（令和６年１０月版）	改正前（令和６年６月版）
量を行うものとする。 【土工、ほ場整備工、ため池改修工、地盤改良工、法面保護工の場合】 ① 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 ② 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 ③ トータルステーション等光波方式を用いた起工測量 ④ トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 ⑤ ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量 ⑥ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ⑦ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 【舗装工の場合】 ① 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 ② トータルステーション等光波方式を用いた起工測量 【暗渠排水工の場合】 ① 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 ② 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 ③ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ④ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 【水路工、付帯構造物工の場合】 対象外	して測量を行うものとする。 ① 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 ② 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 ③ トータルステーション等光波方式を用いた起工測量 ④ トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 ⑤ ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量 ⑥ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ⑦ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ~~⑧ その他の３次元計測技術を用いた起工測量~~ **〔追加〕**
２） ３次元設計データの作成 受注者は、設計図書や １）で得られたデータを用いて、３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。 ３） ＩＣＴ建設機械による施工 ２）で作成した３次元設計データを用い、下記に示すＩＣＴ建設機械により、施工を実施する。 【土工、ほ場整備工、舗装工、暗渠排水工、地盤改良工の場合】 位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。 なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、長崎県土地改良事業測量作業規程 付録１ 測量機器検定基準２－６の性能における検定基準を満たすこと。 【水路工、ため池改修工、法面保護工、付帯構造物工の場合】 ※ 土工の適用を検討。 【土工、ほ場整備工、舗装工、暗渠排水工の場合】 ① ３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械 建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する３次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する３次元マシンガイダンス技	２） ３次元設計データの作成 受注者は、設計図書や~~５．~~１）で得られたデータを用いて、３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。 ３） ＩＣＴ建設機械による施工 ~~５．~~２）で作成した３次元設計データを用い、下記~~①、②~~に示すＩＣＴ建設機械~~を作業~~に~~応じて選択して~~施工を実施する。 **〔追加〕** ① ３次元ＭＣ~~又~~は３次元ＭＧ~~ブルドーザ~~ ~~ブルドーザ~~の~~排土板~~の位置・標高をリアルタイムに取得し、~~ＩＣＴ建設機械による~~施工用データとの差分に基づき~~制御データを作成し、排土板~~を自動制御する３次元マシンコントロール技術~~又~~は~~ブルドーザ~~の~~排土板~~の位置・標高をリアルタイムに取得し、~~ＩＣＴ建設機械による~~施工用データとの差分を表示し、~~排土~~

改正後（令和６年１０月版）	改正前（令和６年６月版）
術を用いて、【土工】、【ほ場整備工】、【舗装工（コンクリート舗装、アスファルト舗装、砂利舗装 含む)】、【暗渠排水工】を実施する。 なお、使用する機械については『情報化施工技術の活用ガイドライン［農林水産省農村振興局整備部設計課］』（最新版）－ 実施編 － 情報化施工技術の種類と適用範囲 による。 **〔削除〕** 【地盤改良工の場合】 ① ３次元ＭＧ機能を持つ地盤改良機 建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いて、地盤改良を実施する。 なお、使用する機械については『情報化施工技術の活用ガイドライン［農林水産省農村振興局整備部設計課］』（最新版）－ 実施編 － 情報化施工技術の種類と適用範囲 による。 ② 3次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械 建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する３次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いて、地盤改良を実施する。 なお、使用する機械については『情報化施工技術の活用ガイドライン［農林水産省農村振興局整備部設計課］』（最新版）－ 実施編 － 情報化施工技術の種類と適用範囲 による。 ４） ３次元出来形管理等の施工管理 ３）による工事の施工管理において、下記から選択（複数以上可）して出来形管理を行うものとする。 【土工の場合に記載】 ① 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 ② 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ③ トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理 ④ トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 ⑤ ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理 ⑥ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ⑦ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理	~~板~~を誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いて、~~対象工種の敷均し~~を実施する。 ~~②　３次元ＭＣ又は３次元ＭＧバックホウ技術~~ ~~バックホウのバケットの位置・標高をリアルタイムに取得し、ＩＣＴ建設機械による施工用データとの差分に基づき制御データを作成し、バケットを自動制御する３次元マシンコントロール技術又はバックホウのバケットの位置・標高をリアルタイムに取得し、ＩＣＴ建設機械による施工用データとの差分を表示し、バケットを誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いて、対象工種の掘削、法面整形を実施する。~~ **〔追加〕** ４） ３次元出来形管理等の施工管理 ~~５．~~３）による工事の施工管理において、下記①～⑧から選択（複数以上可）して出来形管理を~~、また⑨を用いた品質管理を~~行うものとする。 ① 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理 ② 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ③ トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理 ④ トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 ⑤ ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理 ⑥ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ⑦ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編）　新旧対照表

改正後（令和６年１０月版）	改正前（令和６年６月版）
⑧ 施工履歴データを用いた出来形管理 ⑨ モバイル端末 **〔削除〕** 【ほ場整備工の場合に記載】 ① 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 ② 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ③ トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理 ④ トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 ⑤ ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理 ⑥ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ⑦ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ⑧ 施工履歴データを用いた出来形管理 【舗装工の場合に記載】 ① 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ② トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理 【水路工の場合に記載】 ① 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ② トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理 ③ トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 ④ ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理 【暗渠排水工の場合に記載】 ① トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理 ② ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理 ③ 施工履歴データを用いた出来形管理 【ため池整備工の場合に記載】 ① 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理	⑧ ~~その他３次元計測技術~~を用いた出来形管理 ⑨ ~~ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた締固め回数管理~~ ~~受注者は、対象工種の出来形管理については、面管理で行うこととするが、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合は、監督職員との協議の上、①～⑧を適用することなく、管理断面による出来形管理を行ってもよい。ただし、完成検査直前の工事竣工段階の地形について面管理に準じた出来形計測を行い、５．５）によって納品するものとする。~~ ~~受注者は、対象工種の品質管理（締固め度）について、「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はＲＩ計法との併用による三重管理は実施しないものとする。~~ ~~なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。~~ ~~土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、監督職員と協議の上、⑨を適用しなくてもよいものとする。~~ **〔追加〕**

改正後（令和６年１０月版）	改正前（令和６年６月版）
② 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ③ トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理 ④ ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理 ⑤ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ⑥ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ⑦ モバイル端末 【地盤改良工の場合に記載】 ① 施工履歴データを用いた出来形管理 【法面保護工の場合に記載】 ① 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 ② 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ③ トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理 ④ トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 ⑤ ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理 ⑥ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ⑦ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 【付帯構造物工の場合に記載】 ① 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ② トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理 ③ トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 ④ ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理	
５）３次元データの納品 ４）により確認された３次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。	５）３次元データの納品 ~~５．~~４）により確認された３次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。
６．５．１）～５）の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。 発注者は、３次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ活用施工を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。	６．~~土記~~５．１）～５）の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な~~ＩＣＴ活用工事~~用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。 発注者は、３次元設計データの作成に必要~~な~~詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ活用~~工事~~を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。
７．５．１）～５）で使用するＩＣＴ機器に入力した３次元設計データを監督職員に提出すること。	７．~~土記~~５．１）～５）で使用するＩＣＴ機器に入力した３次元設計データを監督職員に提出すること。
８．『情報化施工技術の活用ガイドライン［農林水産省農村振興局整備部設計課］』（最新版）－ 出来高管理編 及び農業土木工事施工管理基準に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測できる場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。	８．農業土木工事施工管理基準に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測できる場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。
９．受注者は、当該技術の施工にあたり、活用効果等に関する調査を行うものとし、調査の実施及び調査票については別途指示するものとする。	９．受注者は、~~ＩＣＴ活用工事~~の~~実施~~にあたり、活用効果等に関する調査を行うものとし、調査の実施及び調査票については別途指示するものとする。

長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編）　新旧対照表

改正後（令和６年１０月版）	改正前（令和６年６月版）
１０．本特記仕様書に疑義を生じた場合又は記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。	１０．本特記仕様書に疑義を生じた場合又は記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。
３－４－１条　ＩＣＴ活用工事における適用（用語の定義）について	３－４－１条　ＩＣＴ活用工事における適用（用語の定義）について
１．図面 図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、３次元モデルを復元可能なデータ（以下「３次元データ」という。）等をいう。 なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。	１．図面 ~~本工事において~~図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更~~又~~は追加された設計図、工事完成図、３次元モデルを復元可能なデータ（以下「３次元データ」という。）等をいう。 なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。
３－５－１条　ＩＣＴ活用工事の費用について【発注者指定型】	３－５－１条　ＩＣＴ活用工事の費用について【発注者指定型】
１．ＩＣＴ活用施工を実施する項目については、『情報化施工技術の活用ガイドライン［農林水産省農村振興局整備部設計課］』（最新版）－ 積算編 に基づき費用を計上している。 ３次元起工測量、３次元設計データの作成並びに３次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び３次元データ納品を行った場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。 受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、３－３－１条２．（２）に記載された工事工種以外の工事工種に関するＩＣＴ活用について発注者へ提案・協議を行う。 また、３－３－１条　２．（２）に記載された工事工種についてもＩＣＴ活用に関する具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し協議がなされ、それぞれの協議が整った場合、ＩＣＴ活用施工の実施に関わる項目については、各段階を設計変更の対象とし、『情報化施工技術の活用ガイドライン［農林水産省農村振興局整備部設計課］』（最新版）－ 積算編 により計上することとする。 なお、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用について、妥当性を確認するため見積書の提出を発注者が求めたにも関わらず提出がなされなかった場合においては、当該費用については計上しないものとする。	１．ＩＣＴ活用~~工事~~を実施する項目については、~~『~~情報化施工技術の活用ガイドライン~~（~~農林水産省農村振興局整備部設計課~~』）~~に基づき費用を計上している。 ~~なお、監督職員の指示に基づき、~~３次元起工測量~~を実施するとともに~~３次元設計データの作成を行った場合は、受注者は~~監督職員~~からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。
２．受注者は契約後、現地調査等の結果、受注者の責によらず真にやむを得ずＩＣＴを活用することができないと判断される場合は、発注者と協議し、協議が整った場合にＩＣＴの活用を取りやめることができるが、ＩＣＴの活用を取りやめた場合には、設計変更の対象とする。	２．受注者は契約後、現地調査等の結果、受注者の責によらず真にやむを得ずＩＣＴを活用することができないと判断される場合は、発注者と協議し、協議が整った場合にＩＣＴの活用を取りやめることができるが、ＩＣＴの活用を取りやめた場合には、設計変更の対象とする。
３．施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。	３．施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。
４．掘削のＩＣＴ建設機械による施工は、当面の間、ＩＣＴ施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は建設機械（ＩＣＴ建設機械、通常建設機械）の稼働実績を用いて算出するものとする。 受注者は、ＩＣＴ施工に要した建設機械（ＩＣＴ建設機械、通常建設機械）の稼働実績（延べ使用台数）が確認できる資料を監督職員へ提出するものとする。	４．掘削~~工~~のＩＣＴ建設機械による施工は、当面の間、ＩＣＴ施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は建設機械（ＩＣＴ建設機械、通常建設機械）の稼働実績を用いて算出するものとする。 受注者は、ＩＣＴ施工に要した建設機械（ＩＣＴ建設機械、通常建設機械）の稼働実績（延べ使用台数）が確認できる資料を監督職員へ提出するものとする。 ~~なお、稼働実績が確認できる資料の提出が無い等、稼働実績が適正と認められない場合においては、全ＩＣＴ対象数量の２５％を［ＩＣＴ施工［ＩＣＴ建機使用割合100%］］~~
〔削除〕	**〔追加〕**

長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編）　新旧対照表

改正後（令和６年１０月版）	改正前（令和６年６月版）
施工数量（ＩＣＴ建機使用割合）の算出については、『情報化施工技術の活用ガイドライン［農林水産省農村振興局整備部設計課］』（最新版）－ 積算編 によるものとする。 ３－５－２条　ＩＣＴ活用工事の費用について【受注者希望型】 １．ＩＣＴ活用施工を実施する項目については、『情報化施工技術の活用ガイドライン［農林水産省農村振興局整備部設計課］』（最新版）－ 積算編 に基づき費用を計上している。 ３次元起工測量、３次元設計データの作成並びに３次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び３次元データ納品を行った場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。 受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、３－３－２条 ２．（２）に記載された工事工種以外の工事工種（長崎県農業農村整備事業ＩＣＴ活用工事試行要領 ３．（１）・適用範囲）に関するＩＣＴ活用について発注者へ提案・協議を行う。 また、３－３－２条 ２．（２）に記載された工事工種についてもＩＣＴ活用に関する具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し協議がなされ、それぞれの協議が整った場合、ＩＣＴ活用施工の実施に関わる項目については、各段階を設計変更の対象とし、『情報化施工技術の活用ガイドライン［農林水産省農村振興局整備部設計課］』（最新版）－ 積算編 により計上することとする。 （落札率を乗じた価格により変更契約） なお、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用について、妥当性を確認するため見積書の提出を発注者が求めたにも関わらず提出がなされなかった場合においては、当該費用については計上しないものとする。 ２．施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。 ３．掘削のＩＣＴ建設機械による施工は、当面の間、ＩＣＴ施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は建設機械（ＩＣＴ建設機械、通常建設機械）の稼働実績を用いて算出するものとする。 受注者は、ＩＣＴ施工に要した建設機械（ＩＣＴ建設機械、通常建設機械）の稼働実績（延べ使用台数）が確認できる資料を監督職員へ提出するものとする。 **〔削除〕** 施工数量（ＩＣＴ建機使用割合）の算出については、『情報化施工技術の活用ガイドライン［農林水産省農村振興局整備部設計課］』（最新版）－ 積算編 によるものとする。	~~の施工数量として変更するものとする。~~ **〔追加〕** ３－５－２条　ＩＣＴ活用工事の費用について【受注者希望型】 １．~~受注者が、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、~~ＩＣＴ活用~~工事~~を実施する項目については、~~設計変更の対象とし、~~『情報化施工技術の活用ガイドライン~~（~~農林水産省農村振興局整備部設計課~~）』~~に~~より~~計上~~することとす~~る。 ~~ただし、監督職員の指示に基づき、~~３次元起工測量~~を実施するとともに~~３次元設計データの作成を行った場合は、受注者は~~監督職員~~からの依頼に基づき、見積り書を提出するものと~~する~~。 ~~なお、ＩＣＴ建設機械による施工のみを実施する場合も、当面の間、契約~~変更の対象とする。 **〔追加〕** ２．施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。 ３．掘削~~工~~のＩＣＴ建設機械による施工は、当面の間、ＩＣＴ施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は建設機械（ＩＣＴ建設機械、通常建設機械）の稼働実績を用いて算出するものとする。 受注者は、ＩＣＴ施工に要した建設機械（ＩＣＴ建設機械、通常建設機械）の稼働実績（延べ使用台数）が確認できる資料を監督職員へ提出するものとする。 ~~なお、稼働実績が確認できる資料の提出が無い等、稼働実績が適正と認められない場合においては、全ＩＣＴ対象数量の２５％を「ＩＣＴ施工［ＩＣＴ 建設機械使用割合100%］の施工数量として変更するものとする。~~ **〔追加〕**

長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編）　新旧対照表

改正後（令和６年１０月版）	改正前（令和６年６月版）
第４章　その他 ４－１－１条　情報共有システム【対象工事】 ４－１－２条　情報共有システム【利用指定工事】 ４－１－３条　情報共有システム【非対象工事】 ４－１－４条　電子納品【情報共有システム利用指定工事】 ４－１－５条　その他 １．設計変更等については、契約書第18条から第26条及び長崎県建設工事共通仕様書共通編1-1-18から1-1-20に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「設計変更ガイドライン　令和２年６月」（長崎県農林部）及び「工事一時中止に係るガイドライン　令和３年１０月」（長崎県農林部農村整備課）によることとする。 ２．熱中症対策に資する現場管理費の補正 （３）受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。 （６）発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。 補正値（%）　＝　真夏日率　×　補正係数※ ※補正係数１．２	第４章　その他 ４－１－１条　情報共有システム【対象工事】 ４－１－２条　情報共有システム【利用指定工事】 ４－１－３条　情報共有システム【非対象工事】 ４－１－４条　電子納品【情報共有システム利用指定工事】 ４－１－５条　その他 １．設計変更等については、契約書第18条から第26条及び長崎県建設工事共通仕様書共通編1-1-~~17~~から1-1-~~19~~に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「設計変更ガイドライン　令和２年６月」（長崎県農林部）及び「工事一時中止に係るガイドライン　令和３年１０月」（長崎県農林部農村整備課）によることとする。 ２．熱中症対策に資する現場管理費の補正 （３）受注者は、工事着手前に工~~期~~期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。 （６）発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理~~比~~率に加算し設計変更を行うものとする。 補正値（%）　＝　真夏日率　×　補正係数※ ※補正係数１．２

長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編）　新旧対照表

改正後（令和６年１０月版）	改正前（令和６年６月版）
別紙 地下埋設物件の事故防止に関する特記仕様書 別紙 架空線等上空施設への接触・切断事故防止に関する特記仕様書	別紙 地下埋設物件の事故防止に関する特記仕様書 別紙 架空線等上空施設への接触・切断事故防止に関する特記仕様書